

宮津市公報

平成22年4月1日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市総務室発行

目次

条 例

1 宮津市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	1
2 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例	9
3 宮津市携帯電話等移動通信用施設整備事業に係る分担金及び使用料徴収条例	10
4 宮津市議会議員定数条例の一部を改正する条例	10
5 宮津市議会定例会の回数に関する条例	10
6 宮津市市税条例の一部を改正する条例	11
7 宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	12
8 宮津市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例	13

規 則

1 宮津市議会定例会の招集時期を定める規則	14
2 宮津市事務分掌規則の一部を改正する規則	14
3 宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	14
4 宮津市一般職職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	15
5 宮津市職員の住居手当支給規則の一部を改正する規則	16
6 宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則	16
7 宮津市財務規則の一部を改正する規則	17
8 宮津市景観計画の施行に関する条例施行規則の一部を改正する規則	17
9 宮津市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則	18
10 宮津市水産加工販売施設条例の施行期日を定める規則	18

告 示

6 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更	18
7 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更	18
8 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧	19
9 国民健康保険被保険者証の無効	19
10 市道路線の区域決定	19
11 市道路線の供用開始	20
12 宮津市の公の施設の指定管理者の指定	20
13 世屋高原家族旅行村の利用料金の承認	20
14 宮津市くらしの資金貸付事業運営要綱の一部を改正する要綱	21
15 宮津市子育て短期支援事業実施要綱	21
16 宮津市放課後児童クラブ事業補助金交付要綱	23
17 宮津市日常生活用具給付等事業実施要綱等の一部を改正する要綱	24
18 宮津市重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業実施要綱	25
19 宮津市妊婦健康診査助成金交付要綱の一部を改正する要綱	26
20 宮津市紙おむつの排出に係る指定ごみ袋給付要綱の一部を改正する要綱	26
21 宮津市浄化槽設置費補助金交付要綱の一部を改正する要綱	27
22 宮津市浄化槽維持管理費補助金交付要綱の一部を改正する要綱	28
23 宮津市国民健康保険人間ドック補助金交付要綱の一部を改正する要綱	28
24 宮津市介護予防安心住まい改修費補助金交付要綱	28
25 宮津市創業等支援資金利子補給金交付要綱の一部を改正する要綱	29

26	宮津市中小企業緊急資金利子補給金交付要綱の一部を改正する要綱	29
27	宮津市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付要綱の一部を改正する要綱	30
28	宮津市ものづくりチャレンジ事業補助金交付要綱	30
29	宮津市雇用安定助成金交付要綱の一部を改正する要綱	32
30	宮津市雇用促進奨励補助金交付要綱の一部を改正する要綱	32
31	宮津市職業能力向上支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱	32
32	宮津市温泉施設整備資金利子補給金交付要綱の一部を改正する要綱	32
33	宮津市水洗便所改造資金融資要綱の一部を改正する要綱	33
34	市道路線の区域変更	33
35	市道路線の供用開始	34
36	水道使用料金等の徴収及び収納の事務委託	35
37	水道使用料金等の徴収及び収納の事務委託	36
38	水道使用料金等の徴収及び収納の事務委託	36
39	水道使用料金等の徴収及び収納の事務委託	36
40	水道使用料金等の徴収及び収納の事務委託	36
41	水道使用料金等の徴収及び収納の事務委託	36
42	宮津ターミナルセンターの使用料の徴収及び収納の事務委託	37
43	天橋立ターミナルセンターの使用料の徴収及び収納の事務委託	37
44	宮津市清掃工場における一般廃棄物処理手数料及びフロンガス回収処理手数料の徴収及び 収納の事務委託	37
45	宮津市指定ごみ袋の取扱いによる一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務委託	37
46	し尿くみ取り券並びに大型ごみ処理手数料券の取扱いによる一般廃棄物処理手数料の徴収 及び収納の事務委託	37
47	宮津市東部不燃物処理場における一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務委託	38
48	犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収及び収納の事務委託	38
49	宮津市休日応急診療所における診療費等の徴収及び収納の事務委託	38
50	宮津市由良診療所における手数料の徴収及び収納の事務委託	38
51	宮津市菅天橋立駐車場の使用料の徴収及び収納の事務委託	39
52	宮津市菅宮津駅前駐車場の使用料の徴収及び収納の事務委託	39
53	予防接種法に基づく定期の予防接種の実施	39
54	予防接種法に基づく定期の予防接種の実施	40
55	予防接種法に基づく定期の予防接種の実施	41
56	固定資産の価格等の登録	42
57	会計管理者の権限に属する事務の出納員への一部委任に関する告示の一部を改正する告 示	42

訓 令

1	宮津市事務決裁規程の一部を改正する規程	43
2	宮津市職員の住居手当実施要綱の一部を改正する要綱	44
3	建設工事入札参加資格審査委員会規程の一部を改正する規程	44
4	宮津市防災行政無線局管理運用規程の一部を改正する規程	45

公 告

2	消防訓練におけるサイレンの吹鳴	45
3	公共下水道の供用及び下水の処理の開始	46
4	漂流物の引渡し	46
5	公共下水道受益者負担金の賦課対象区域の決定	46

水 道 企 業

《告 示》

1	水道使用料金等の徴収及び収納の事務委託	47
2	水道使用料金等の徴収及び収納の事務委託	47

3 水道使用料金等の徴収及び収納の事務委託	47
4 水道使用料金等の徴収及び収納の事務委託	47
5 水道使用料金等の徴収及び収納の事務委託	47
6 水道使用料金等の徴収及び収納の事務委託	48

教育委員会

《告示》

4 宮津市教育委員会臨時会の招集	48
5 宮津市教育委員会臨時会の招集	48
6 宮津市教育委員会臨時会期日の変更	48
7 宮津市教育委員会定例会の招集	49

選挙管理委員会

《告示》

3 宮津市条例の制定等の請求に要する有権者総数の50分の1の数	49
4 宮津市議会の解散等の請求に要する有権者総数の3分の1の数	49
5 合併協議会設置協議について選挙人の投票に付することの請求に要する有権者総数の6分の1の数	49
6 選挙人名簿に登録した者の縦覧	50
7 京都府知事選挙における投票所内の候補者の氏名及び当該候補者に係る候補者届出政党の名称の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所	50
8 有権者総数の50分の1の数	50
9 有権者総数の3分の1の数	50
10 有権者総数の6分の1の数	50
11 京都府知事選挙におけるポスター掲示場の設置場所	51
12 京都府知事選挙における各投票区の投票所	51
13 京都府知事選挙の投票所を閉じる時刻の繰り上げ	52
14 京都府知事選挙の開票の場所及び日時	52
15 京都府知事選挙における開票管理者及び開票管理者職務代理者の選任	52
16 京都府知事選挙における開票立会人となるべき者を定めるくじを行う日時及び場所	52
17 京都府知事選挙における期日前投票所	53
18 京都府知事選挙における期日前投票所投票管理者及び同職務代理者の選任	53
19 宮津市農業委員会の選挙された委員の解任の請求に要する農業委員会委員の選挙権を有する者の2分の1の数	54
20 京都府知事選挙における投票管理者及び同職務代理者の選任	54

農業委員会

《告示》

3 宮津市農業委員会総会の招集	55
-----------------	----

条 例

宮津市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年 3月18日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第 1 号

宮津市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(宮津市一般職職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 宮津市一般職職員の給与に関する条例(昭和30年条例第27号)の一部を次のように改正する。

第11条の3第2項第2号中「(当該住宅が当該職員その他規則で定める者によって新築され、又は購入されたものである場合にあつては、当該新築又は購入がなされた日から起算して5年を経過するまでの間は、3,800円)」を削る。

第14条中「ときは」の次に「、勤務時間条例第8条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間」を加える。

第15条に次の3項を加える。

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務(勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。)の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 勤務時間条例第8条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定によって代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項に規定する規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

6 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

附則に次の1項を加える。

9 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間における給料の月額は、第4条から第5条まで及び平成18年改正条例附則第7項から第9項までの規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から、当該額に次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、給料の調整額、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職手当、期末手当及び勤勉手当の算出の基礎となる給料の月額は、第4条から第5条まで及び平成18年改正条例附則第7項から第9項までの規定により定められる額とする。

職員の区分		割 合
平成18年4月1日の前日から引き続き在職する職員の場合	行政職給料表6級以上の者	100分の10
	教育職給料表3級の者	

であって、平成18年改正条例による改正前の宮津市一般職職員の給与に関する条例の規定により、同日において、その者に適用されていた給料表及びその職務の級	行政職給料表5級以下の者で、宮津市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成22年条例第1号）による改正後の宮津市一般職職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定により、行政職給料表及びその職務の級3級以上の適用を受けるもの	100分の7.5
	教育職給料表2級の者で、改正後の条例の規定により、教育職給料表及びその職務の級2級の適用を受けるもの	
	行政職給料表5級以下の者で、改正後の条例の規定により、行政職給料表及びその職務の級2級以下の適用を受けるもの	100分の6.0
	教育職給料表2級の者で、改正後の条例の規定により、教育職給料表及びその職務の級1級の適用を受けるもの	
平成18年4月1日から平成23年3月31日までの間に採用された職員の場合であって、当該採用の日において、適用される給料表及びその職務の級	行政職給料表4級以上の者	100分の10
	教育職給料表3級の者	
	行政職給料表3級の者	100分の7.5
	教育職給料表2級の者	
	行政職給料表2級以下の者	100分の6.0
	教育職給料表1級の者	

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000
	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200
	13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200
	14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300
	15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400
	16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500
17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,700	

18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,700
19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,700
20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,700
21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,800
22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,700
23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,700
24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,700
25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,700	371,800
26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,700	373,800
27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,700	375,800
28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,700	377,800
29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,600	379,800
30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,500	381,700
31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,400	383,600
32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,300	385,500
33	185,800	242,100	282,700	328,600	357,200	387,300
34	187,300	243,600	284,600	330,600	359,000	389,000
35	188,800	245,100	286,500	332,700	360,800	390,700
36	190,300	246,700	288,400	334,800	362,600	392,400
37	191,600	248,000	290,100	336,700	364,500	394,100
38	192,900	249,600	291,900	338,700	365,900	395,300
39	194,200	251,200	293,700	340,700	367,400	396,500
40	195,500	252,800	295,500	342,700	368,900	397,700
41	196,900	254,200	297,400	344,600	370,400	398,900
42	198,200	255,600	299,100	346,500	371,600	400,100
43	199,500	257,000	300,800	348,400	372,800	401,300
44	200,800	258,400	302,500	350,300	374,000	402,500
45	202,000	259,700	304,200	352,200	375,000	403,500
46	203,300	261,100	305,900	353,800	375,900	404,200
47	204,600	262,500	307,600	355,400	376,800	404,900
48	205,900	263,900	309,300	357,000	377,700	405,600
49	207,100	265,200	310,800	358,700	378,700	406,400
50	208,200	266,400	312,400	359,900	379,500	407,100
51	209,300	267,700	314,000	361,100	380,300	407,800
52	210,400	269,000	315,600	362,300	381,100	408,500
53	211,600	270,100	317,300	363,300	382,000	409,300
54	212,600	271,400	318,900	364,400	382,700	410,000
55	213,600	272,700	320,500	365,400	383,400	410,700
56	214,600	274,000	322,100	366,500	384,100	411,400
57	215,400	275,200	323,600	367,400	384,800	412,100
58	216,400	276,300	324,800	368,100	385,500	412,800
59	217,300	277,400	326,000	368,800	386,200	413,500
60	218,300	278,500	327,200	369,500	386,900	414,200
61	219,200	279,700	328,300	370,100	387,400	414,800

62	220,200	280,700	329,300	370,800	388,100	415,500
63	221,200	281,700	330,200	371,500	388,800	416,200
64	222,200	282,700	331,200	372,200	389,500	416,900
65	223,000	283,700	332,100	372,700	390,000	417,400
66	224,000	284,600	332,900	373,400	390,700	418,000
67	225,000	285,500	333,700	374,100	391,400	418,700
68	226,100	286,400	334,500	374,800	392,100	419,400
69	226,900	287,400	335,400	375,300	392,600	419,900
70	227,700	288,200	336,100	376,000	393,300	420,600
71	228,500	289,000	336,800	376,700	394,000	421,300
72	229,300	289,800	337,500	377,400	394,700	422,000
73	230,100	290,600	338,000	377,900	395,200	422,500
74	230,800	291,100	338,600	378,600	395,900	423,200
75	231,500	291,600	339,200	379,300	396,600	423,900
76	232,200	292,100	339,800	380,000	397,300	424,600
77	233,000	292,500	340,200	380,500	397,800	425,100
78	233,800	292,900	340,700	381,100	398,500	
79	234,600	293,300	341,200	381,700	399,200	
80	235,400	293,700	341,700	382,300	399,900	
81	236,100	294,000	342,200	383,000	400,400	
82	236,800	294,400	342,700	383,600	401,100	
83	237,500	294,800	343,200	384,200	401,800	
84	238,200	295,200	343,700	384,800	402,500	
85	239,000	295,500	344,200	385,500	403,000	
86	239,700	295,900	344,700	386,100		
87	240,400	296,300	345,200	386,700		
88	241,100	296,700	345,700	387,300		
89	241,900	297,000	346,100	388,000		
90	242,400	297,400	346,600	388,600		
91	242,900	297,800	347,100	389,200		
92	243,400	298,200	347,600	389,800		
93	243,700	298,400	347,900	390,500		
94		298,800	348,400			
95		299,200	348,900			
96		299,600	349,400			
97		299,800	349,700			
98		300,200	350,200			
99		300,600	350,700			
100		301,000	351,200			
101		301,200	351,500			
102		301,600	351,900			
103		302,000	352,300			
104		302,400	352,700			
105		302,600	353,200			

	106		303,000	353,600			
	107		303,400	354,000			
	108		303,800	354,400			
	109		304,000	354,900			
	110		304,400	355,300			
	111		304,800	355,700			
	112		305,200	356,100			
	113		305,400	356,600			
	114		305,800				
	115		306,200				
	116		306,600				
	117		306,800				
	118		307,100				
	119		307,400				
	120		307,700				
	121		308,100				
	122		308,400				
	123		308,700				
	124		309,000				
	125		309,400				
再任用 職員		186,500	214,200	258,600	278,900	294,500	320,600

備考 この表は、教育職給料表の適用を受ける職員以外の職員に適用する。

別表第2（第4条関係）

教育職給料表

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円
	1	148,800	164,400	285,600
	2	150,300	166,500	288,700
	3	151,800	168,600	291,800
	4	153,300	170,800	294,900
	5	154,900	172,800	297,600
	6	156,800	175,000	300,700
	7	158,600	177,200	303,800
	8	160,400	179,400	306,900
	9	162,200	181,700	309,900
	10	164,300	184,500	312,800
	11	166,300	187,200	315,700
	12	168,300	189,900	318,600
	13	170,300	192,800	321,400
	14	172,500	194,500	323,700
	15	174,700	196,200	326,000
16	176,900	197,900	328,300	

17	179,200	199,700	330,600
18	181,800	201,400	332,900
19	184,300	203,100	335,200
20	186,800	204,800	337,500
21	189,300	206,600	339,800
22	191,000	208,500	342,100
23	192,700	210,400	344,400
24	194,400	212,300	346,700
25	195,900	214,000	348,900
26	197,500	216,000	350,800
27	199,100	218,000	352,700
28	200,700	220,000	354,600
29	202,400	221,900	356,500
30	204,100	224,600	358,400
31	205,800	227,300	360,200
32	207,500	230,000	362,100
33	209,000	232,800	363,900
34	210,700	235,700	365,700
35	212,400	238,600	367,500
36	214,100	241,500	369,300
37	215,700	244,300	371,200
38	217,400	247,100	372,800
39	219,100	249,900	374,400
40	220,800	252,700	376,000
41	222,600	255,500	377,700
42	224,400	258,100	379,300
43	226,200	260,700	380,900
44	228,000	263,300	382,500
45	229,900	265,700	384,100
46	231,600	268,300	385,700
47	233,300	270,800	387,300
48	235,000	273,300	388,900
49	236,700	275,800	390,400
50	238,400	278,400	391,900
51	240,100	281,000	393,400
52	241,800	283,600	394,900
53	243,100	286,100	396,500
54	244,800	288,700	397,900
55	246,400	291,200	399,200
56	248,100	293,700	400,600
57	249,600	296,000	402,100
58	251,100	298,700	403,500
59	252,600	301,400	404,900
60	254,100	304,100	406,300

61	255,700	306,600	407,600
62	257,200	309,100	409,000
63	258,700	311,600	410,400
64	260,100	314,100	411,800
65	261,400	316,500	413,000
66	263,000	318,700	414,200
67	264,600	320,900	415,400
68	266,100	323,100	416,600
69	267,800	325,400	417,700
70	269,300	327,600	418,900
71	270,800	329,800	420,100
72	272,300	331,900	421,300
73	273,600	334,100	422,300
74	274,900	336,300	423,100
75	276,200	338,500	423,900
76	277,500	340,700	424,700
77	278,900	342,700	425,600
78	280,100	344,600	426,400
79	281,300	346,500	427,200
80	282,500	348,400	428,000
81	283,800	350,200	428,800
82	285,000	352,000	429,500
83	286,200	353,800	430,200
84	287,400	355,600	430,900
85	288,500	357,300	431,600
86	289,500	359,000	432,300
87	290,500	360,700	433,000
88	291,500	362,400	433,700
89	292,600	364,100	434,400
90	293,500	365,400	435,100
91	294,400	366,800	435,800
92	295,300	368,200	436,500
93	296,000	369,700	437,000
94	296,800	371,000	437,700
95	297,600	372,300	438,400
96	298,400	373,600	439,000
97	299,300	375,000	439,500
98	300,100	376,100	440,200
99	300,900	377,200	440,900
100	301,700	378,300	441,600
101	302,600	379,500	442,100
102	303,100	380,600	442,800
103	303,600	381,700	443,500
104	304,100	382,800	444,200

105	304,600	383,800	444,700
106	305,000	384,800	
107	305,400	385,800	
108	305,800	386,800	
109	306,000	387,700	
110	306,400	388,700	
111	306,800	389,700	
112	307,200	390,700	
113	307,400	391,500	
114	307,700	392,400	
115	308,000	393,300	
116	308,300	394,200	
117	308,600	395,200	
118	308,900	396,000	
119	309,200	396,800	
120	309,500	397,600	
121	309,700	398,400	
122	310,000	399,200	
123	310,300	400,000	
124	310,600	400,800	
125	310,800	401,500	
126		402,200	
127		402,900	
128		403,600	
129		404,400	
130		405,100	
131		405,800	
132		406,500	
133		407,000	
134		407,600	
135		408,200	
136		408,800	
137		409,200	
138		409,800	
139		410,400	
140		411,000	
141		411,400	
142		412,000	
143		412,600	
144		413,200	
145		413,600	
146		414,200	
147		414,800	
148		415,400	

	149		415,800	
再任用 職員		226,000	275,500	330,400

備考 この表は、幼稚園に勤務する教育職員に適用する。

(宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第8条の2の次に次の1条を加える。

(時間外勤務代休時間)

第8条の3 任命権者は、宮津市一般職職員の給与に関する条例(昭和30年条例第27号)第15条第4項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「時間外勤務代休時間」という。)として、第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下「勤務日等」という。)のうち規則で定める期間内にある勤務日等(第10条第1項に規定する休日及び代休日を除く。)に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

第10条第1項中「第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この項において「勤務日等」という。)」を「勤務日等」に、「(休日)」を「(第8条の3第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日)」に改める。

第15条第3項中「(昭和30年条例第27号)」を削る。

(宮津市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 宮津市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年条例第7号)の一部を次のように改正する。

附則第7項中「給料月額に」の次に「100分の99.8を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に」を加え、「職員(」を「もの(」に改める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

* * *

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月18日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第2号

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例(昭和39年条例第25号)の一部を次のように改正する。

本則中「または」を「又は」に改める。

第4条の見出し中「減額貸付」を「減額貸付等」に改め、同条第2号中「地震、火災、水害等の災害により普通財産の貸し付けを受けた者が、」を「普通財産の貸し付けを受けた者が、地震、火災、水害等の災害により」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、普通財産を貸し付け以外の方法により使用させる場合に準用する。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(行政財産の無償貸付又は減額貸付等)

第5条 前条第1項の規定は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第2項の規定により、行政財産を貸し付け、又はこれに地上権若しくは地役権を設定する場合について準用する。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

* * *

宮津市携帯電話等移動通信用施設整備事業に係る分担金及び使用料徴収条例をここに公布する。

平成22年3月18日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第3号

宮津市携帯電話等移動通信用施設整備事業に係る分担金及び使用料徴収条例

(趣旨)

第1条 この条例は、宮津市が実施する携帯電話等移動通信用施設整備事業の実施に当たり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第224条及び第225条の規定に基づき徴収する分担金及び使用料について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「携帯電話等移動通信用施設整備事業」とは、携帯電話等による移動通信ができない状態の解消を図るための施設(以下「携帯電話用施設」という。)を設置する事業をいう。

(分担金及び使用料の納入義務者)

第3条 分担金及び使用料は、携帯電話用施設を使用する電気通信事業者(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第5号に規定する電気通信事業者をいう。)から徴収する。

(分担金及び使用料の額)

第4条 分担金の額は、携帯電話等移動通信用施設整備事業に要する費用の450分の4に相当する額とする。

2 使用料の額は、前項に規定する費用の450分の1に相当する額とする。

3 前条に規定する納入義務者が複数ある場合は、携帯電話用施設の使用割合に応じ、前2項に規定する分担金及び使用料の額をあん分するものとする。

(分担金及び使用料の納入時期)

第5条 分担金は、携帯電話用施設の設置が完了したときに納入しなければならない。

2 使用料は、携帯電話用施設の使用を開始するときに納入しなければならない。

(委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

* * *

宮津市議会議員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第4号

宮津市議会議員定数条例の一部を改正する条例

宮津市議会議員定数条例(昭和53年条例第15号)の一部を次のように改正する。

本則中「18人」を「16人」に改める。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

* * *

宮津市議会定例会の回数に関する条例の全部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第5号

宮津市議会定例会の回数に関する条例

宮津市議会定例会の回数に関する条例（昭和31年条例第27号）の全部を改正する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条第2項の規定に基づく宮津市議会定例会の回数は、毎年4回とする。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

* * *

宮津市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第6号

宮津市市税条例の一部を改正する条例

宮津市市税条例（昭和30年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第46条第2項中「及び公的年金等に係る所得」を削り、「前項の規定」を「同項の規定」に改め、同条第3項中「及び公的年金等に係る所得」を削り、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項の給与所得者が前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において第50条の2第1項に規定する老齢等年金給付の支払を受けている年齢65歳以上の者である場合における前2項の規定の適用については、これらの規定中「給与所得以外」とあるのは、「給与所得及び公的年金等に係る所得以外」とする。

第47条第1項中「前条第4項」を「前条第5項」に改める。

第51条第6項中「第2条第12号の7の5」を「第2条第12号の7の7」に改める。

附則第11条を削り、附則第11条の2を附則第11条とする。

附則第15条の7の3第1項中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第2項第3号、第3項及び第5項第3号中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第6項中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改める。

附則第15条の7の4第1項中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改める。

附則第18条中「第2項、第13項、第28項、第33項、第36項、第37項、第39項、第40項、第49項から第55項まで若しくは第57項」を「第1項、第9項、第26項、第30項、第31項、第40項、第41項、第43項若しくは第46項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、附則第15条の7の3及び第15条の7の4第1項の改正規定は、平成22年6月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の宮津市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成22年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成21年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 平成22年度分の個人の市民税についての新条例第46条第2項（同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を除く。）の規定の適用については、同条第2項中「給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるとき」とあるのは、「給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるとき、又は当該給与所得者の前年中の所得に公的年金等に係る所得がある場合において平

成22年4月30日までに給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によつて徴収されたい旨の申出があるとき」とする。

- 3 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、平成22年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

- 第3条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成22年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成21年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

* * *

宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第7号

宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

宮津市国民健康保険税条例(昭和29年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「470,000円」を「500,000円」に改め、同条第3項ただし書中「120,000円」を「130,000円」に改める。

第23条中「470,000円」を「500,000円」に、「120,000円」を「130,000円」に改め、同条第1号中「第703条の5第1項」を「第703条の5」に、「第314条の2第2項に規定する金額」を「330,000円」に改め、同条第2号中「第703条の5第1項」を「第703条の5」に、「第314条の2第2項に規定する金額」を「330,000円」に改め、同条第3号中「第703条の5第1項」を「第703条の5」に、「第314条の2第2項に規定する金額」を「330,000円」に改める。

第23条の次に次の1条を加える。

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第24条の2において同じ。)である場合における第3条及び前条の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)」とする。

第24条の次に次の1条を加える。

(特例対象被保険者等に係る申告)

第24条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合には、当該納税義務者は、離職理由その他の事項で市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申告書を提出する場合には、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。)その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類を提示しなければならない。

附則第2項中「同項中」を「同条中」に、「第703条の5第1項」を「第703条の5」に改める。

附則第13項中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改める。

附則第14項中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、附則第13項及び第14項の改正規定は、平成22年6月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の宮津市国民健康保険税条例の規定は、平成22年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成21年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

* * *

宮津市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第8号

宮津市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

宮津市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成22年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第1条のうち宮津市一般職職員の給与に関する条例(昭和30年条例第27号)附則に次の1項を加える改正規定中

「	行政職給料表6級以上の者	100分の10	を	行政職給料表6級以上の者	100分の10
	教育職給料表3級の者	100分の7.5		行政職給料表5級以下の者で、宮津市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成22年条例第1号)による改正後の宮津市一般職職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定により、行政職給料表及びその職務の級5級以上の適用を受けるもの	
	行政職給料表5級以下の者で、宮津市一般職職員の給与に関する条例(平成22年条例第1号)による改正後の宮津市一般職職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定により、行政職給料表及びその職務の級3級以上の適用を受けるもの			教育職給料表3級の者	
	教育職給料表2級の者で、改正後の条例の規定により、教育職給料表及びその職務の級2級の適用を受けるもの			教育職給料表2級の者で、改正後の条例の規定により、教育職給料表及びその職務の級3級の適用を受けるもの	
				行政職給料表5級以下の者で、改正後の条例の規定により、行政職給料表及びその職務の級3級又は4級の適用を受けるもの	100分の7.5
			教育職給料表2級の者で、改正後の条例の規定により、教育職給料表及びその職務の級2級の適用を受けるもの		

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

宮津市議会定例会の招集時期を定める規則をここに公布する。

平成22年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第1号

宮津市議会定例会の招集時期を定める規則

宮津市議会定例会は、毎年3月、6月、9月及び12月に招集する。ただし、必要がある場合においては、これを繰り上げ、又は繰り下げることができる。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

* * *

宮津市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第2号

宮津市事務分掌規則の一部を改正する規則

宮津市事務分掌規則（平成18年規則第15号）の一部を次のように改正する。

第2条の表財務室の項中「収納係」を削り、同表上下水道室の項中「下水道整備係 水洗化推進係」を「下水道・水洗化係」に改める。

第9条市民税の項に次の2号を加える。

(6) 市税及び府民税の収納に関する事。

(7) 納税の啓発及び相談に関する事。

第9条収納係の項を削る。

第10条児童福祉係の項第3号中「児童手当」の次に「、子ども手当」を加える。

第14条下水道整備係の項中「下水道整備係」を「下水道・水洗化係」に改め、同項中第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号づつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 水洗化の推進に関する事。

第14条下水道整備係の項に次の1号を加える。

(6) 浄化槽の設置及び維持管理の指導に関する事。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

* * *

宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第3号

宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年規則第2号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「第8条第1項において」を「以下」に改める。

第7条の次に次の1条を加える。

(時間外勤務代休時間の指定)

第7条の2 条例第8条の3第1項の規則で定める期間は、宮津市一般職職員の給与に関する条例(昭和30年条例第27号。以下「給与条例」という。)第15条第4項に規定する60時間を超えて勤務した全時間に係る月(次項において「60時間超過月」という。)の末日の翌日から同日を起算日とする2月後の日までの期間とする。

2 任命権者は、条例第8条の3第1項の規定に基づき時間外勤務代休時間(同項に規定する時間外勤務代休時間をいう。以下同じ。)を指定する場合には、前項に規定する期間内にある勤務日等(休日及び代休日(条例第10条第1項に規定する代休日をいう。以下同じ。))を除く。第4項において同じ。)に割り振られた勤務時間のうち、時間外勤務代休時間の指定に代えようとする時間外勤務手当の支給に係る60時間超過月における給与条例第15条第4項の規定の適用を受ける時間(以下この項及び第6項において「60時間超過時間」という。)の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。

(1) 給与条例第15条第1項第1号に掲げる勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の25を乗じて得た時間数

(2) 給与条例第15条第1項第2号に掲げる勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の15を乗じて得た時間数

3 前項の場合において、その指定は、4時間又は7時間45分を単位として行うものとする。

4 任命権者は、条例第8条の3第1項の規定に基づき1回の勤務に割り振られた勤務時間の一部について時間外勤務代休時間を指定する場合には、第1項に規定する期間内にある勤務日等の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。ただし、任命権者が、業務の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合は、この限りでない。

5 任命権者は、職員があらかじめ時間外勤務代休時間の指定を希望しない旨申し出た場合には、時間外勤務代休時間を指定しないものとする。

6 任命権者は、条例第8条の3第1項に規定する措置が60時間超過時間の勤務をした職員の健康及び福祉の確保に特に配慮したものであることにかんがみ、前項に規定する場合を除き、当該職員に対して時間外勤務代休時間を指定するよう努めるものとする。

7 時間外勤務代休時間の指定の手續に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第8条第1項中「(同項に規定する代休日をいう。以下同じ。))」を削り、「(休日)」を「(条例第8条の3第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日)」に改める。

第9条第2項第2号中「宮津市一般職職員の給与に関する条例(昭和30年条例第27号)」を「給与条例」に改める。

第16条中「第4条第1項から第3項、第5条、第6条第1項及び第2項」を「第4条第1項から第4項、第5条第1項、第7条の2第1項及び第3項」に、「休息时间」を「時間外勤務代休時間の指定」に改める。

別表第3第19号中「週休日」の次に「、条例第8条の3第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等」を加える。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

* * *

宮津市一般職職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第4号

宮津市一般職職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

宮津市一般職職員の給与に関する規則(昭和42年規則第16号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第3号中「100分の25」の次に「(その勤務した時間が1箇月について60時間を超えた職員(同条第4項に規定する60時間を超えた職員をいう。))の場合には、その60時間を超えて勤務した全時間に対する割合は、100分の50)」を加え、同条第2項第1号中「週休日に」を「週休日(勤務時間条例第3条第1項に規定する週休日をいう。以下同じ。))に」に、「をいう。))又は」を「をいう。))又は」に、「4時間の」を「半日」に改め、同号ア中「法定労働時間(労働基準法(昭和22年法律第49号)第32条第1項に規定する労働時間)」を「所定労働時間(勤務時間条例第2条第1項に規定する時間)」に改め、同号イ中「法定労働時間」を「所定労働時間」に改め、同項第2号中「法定労働時間」を「所定労働時間」に改め、同条に次の1項を加える。

3 条例第15条第4項の規則で定める勤務は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日における勤務とする。

(1) 正規の勤務時間(勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。))を超えて勤務した月においてその期間の全部を勤務時間条例第3条第1項の規定の適用を受ける職員として勤務した者(市長が定める職員を除く。)) 次に掲げる日

ア 当該月における日曜日

イ 当該月における週休日の振替(勤務時間を割り振る日が日曜日であるものに限る。))により週休日に変更された日

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 前号に掲げる職員との権衡を考慮して市長が定める日

第6条第2項中「勤務時間条例第3条第1項に規定する」及び「(以下「週休日」という。))」を削り、「又は次項」を「、勤務時間条例第8条の3第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する時間外勤務代休時間(第9条第2項において「時間外勤務代休時間」という。))を指定された日又は次項」に改める。

第9条に次の1項を加える。

2 職員が勤務時間条例第8条の3第1項の規定により指定された時間外勤務代休時間に勤務した場合において支給する当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間外勤務手当に対する前項の規定の適用については、同項中「翌月に」とあるのは、「勤務時間条例第8条の3第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された日の属する月の翌月に」とする。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行し、改正後の第5条第2項の規定は、平成21年4月1日から適用する。

* * *

宮津市職員の住居手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第5号

宮津市職員の住居手当支給規則の一部を改正する規則

宮津市職員の住居手当支給規則(昭和50年規則第4号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「生じたとき、又は職員が条例第11条の3第2項第2号に規定する場合に係る住居手当を受けている場合において同号に規定する当該新築又は購入がなされた日から起算して5年を経過したときは、それぞれ」を「生じたときは、」に改め、「又は5年を経過した日の属する月」を削り、「それらの日」を「その日」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

* * *

宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第6号

宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則

宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則(昭和39年規則第5号)の一部を次のように改正する。

第13条の2第1号中「6月に支給する場合においては」及び「、12月に支給する場合においては100分の40超」を削り、同条第2号中「6月に支給する場合においては」及び「、12月に支給する場合においては100分の40」を削り、同条第3号中「6月に支給する場合においては」及び「、12月に支給する場合においては100分の40未満」を削る。

附則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

* * *

宮津市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第7号

宮津市財務規則の一部を改正する規則

宮津市財務規則(昭和40年規則第13号)の一部を次のように改正する。

第6条中「財務室財政所管副室長(」の次に「当該副室長の配置がないときは、財務室予算係長。」を、「財務室管財所管副室長」の次に「(当該副室長の配置がないときは、財務室管財契約係長)」を加える。

第76条を削る。

第75条第1項中「第163条又は」を「第163条第1号から第7号まで及び前条に掲げる経費並びに」に、「の規定により」を「に規定する経費について」に、「前節」を「前節の規定」に改め、同条を第76条とし、第74条の次に次の1条を加える。

(前金払)

第75条 施行令第163条第8号の規定により前金払をすることができる経費は、使用料、保管料及び保険料とする。

第116条中第5項を第6項とし、第2項から第4項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

2 施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による手続は、次のとおりとする。

- (1) あらかじめ契約の発注見通しを公表すること。
- (2) 契約を締結した後において、契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由等の契約の締結状況について公表すること。

第118条の2中「前条」を「第117条」に、「第116条第2項」を「第116条第4項の規定」に改める。

附則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

* * *

宮津市景観計画の施行に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第8号

宮津市景観計画の施行に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宮津市景観計画の施行に関する条例施行規則(平成20年規則第23号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「第13条第3項第1号及び第12号」を「第20条第3項第1号及び第15号」に改める。

附則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

* * *

宮津市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第9号

宮津市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

宮津市消防団員等公務災害補償条例施行規則(平成8年規則第12号)の一部を次のように改正する。

別表第4常時介護を要する状態の項中「104,960円」を「104,730円」に、「56,930円」を「56,790円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「52,480円」を「52,370円」に、「28,470円」を「28,400円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の別表第4の規定は、この規則の施行の日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

* * *

宮津市水産加工販売施設条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成22年4月1日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第10号

宮津市水産加工販売施設条例の施行期日を定める規則

宮津市水産加工販売施設条例(平成21年条例第24号)の施行期日は、平成22年4月25日とする。

告 示

宮津市告示第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、平成17年7月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

1 地縁による団体名 里波見自治会

2 変更があった事項及びその内容

代表者に関する事項

住所 <以下掲示済>

氏名 岩井 巧

3 変更年月日 平成22年2月11日

4 変更の理由 団体役員の改選による。

平成22年3月4日

宮津市長 井上正嗣

* * *

宮津市告示第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、平成9年4月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 岩ヶ鼻自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <以下揭示済>
氏名 岡本 進
- 3 変更年月日 平成22年3月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
平成22年3月18日

宮津市長 井上正嗣

* * *

宮津市告示第8号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416号第1項の規定により、平成22年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を下記のとおり縦覧に供する。

平成22年3月19日

宮津市長 井上正嗣

記

- 1 土地価格等縦覧帳簿を縦覧できる者
宮津市内に所在する土地に対して課する固定資産税の納税者
- 2 家屋価格等縦覧帳簿を縦覧できる者
宮津市内に所在する家屋に対して課する固定資産税の納税者
- 3 縦覧の期間及び時間
平成22年4月1日から平成22年5月31日までの執務時間
- 4 縦覧の場所
宮津市財務室資産税係（本館1階）

* * *

宮津市告示第9号

宮津市国民健康保険条例施行規則（平成6年規則第19号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は、無効としたので告示する。

平成22年3月24日

宮津市長 井上正嗣

記

保 険 者	宮津市（保険者番号 260067） 京都府宮津市字柳縄手345番地の1		
無効とする被保険者証記号番号	交付日	無効日	
宮 - 0008055	平成20年4月1日	平成22年3月24日	

* * *

宮津市告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定する。

なお、その関係図面は、宮津市建設室（本館南棟3階）において、平成22年3月30日から平成22年4月13日まで縦覧に供する。

平成22年3月30日

宮津市長 井上正嗣

路線名	道路の区域			備考
	区 間	敷地の幅員m	延長m	
今福小田	宮津市字今福小字荒木野852番地の1から 宮津市字小田小字野間3333番地の1まで	5.60～25.80	1273.9	

* * *

宮津市告示第11号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、宮津市建設室（本館南棟3階）において、平成22年3月30日から平成22年4月13日まで縦覧に供する。

平成22年3月30日

宮津市長 井上正嗣

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
今福小田	宮津市字今福小字荒木野852番地の1から 宮津市字小田小字野間3333番地の1まで	平成22年3月30日

* * *

宮津市告示第12号

宮津市の公の施設の指定管理者を次のとおり指定したので、宮津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年規則第28号）第7条の規定により告示する。

平成22年3月31日

宮津市長 井上正嗣

世屋高原家族旅行村（宮津市字松尾96番地）

(1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名称 宮津地方森林組合

代表者 太田 貴美

所在地 宮津市字須津2268番地の4

(2) 指定期間 平成22年4月1日から平成24年3月31日まで

* * *

宮津市告示第13号

世屋高原家族旅行村の利用料金を次のとおり承認したので、世屋高原家族旅行村条例施行規則（平成17年規則第30号）第5条第3項の規定により告示する。

平成22年3月31日

宮津市長 井上正嗣

1 利用料金

区分	使用の単位		利用料金の額	
レクリエーションセンター	研修室	3時間以内	2,000円	
		6時間以内	4,000円	
		6時間を越える1時間を増すごとに	500円	
	厨房	半日（6時間以内）	2,000円	
		全日	3,000円	
ケビン	1棟1泊につき		10,000円	
キャンプ場	一般 1人1泊につき		300円	
	小・中学校 1人1泊につき		150円	
テニスコート	1面1時間につき		500円	
温水シャワー	1回につき		100円	
オートキャンプ場	1区画 1泊につき		3,000円	
体験実習室	宿泊料	一般	3,000円	
		小・中学校	2,500円	
		幼児	実費	
	研修室	15畳	3時間以内	4,000円
			6時間以内	5,000円

	30畳	3時間以内	5,000円
		6時間以内	6,000円
	割増料金	6時間を越える1時間を増すごとに	1,000円
個室	一般	3時間以内	1人につき300円
		6時間以内	1人につき400円
	割増料金	6時間を越える1時間を増すごとに	1人につき100円
	小・中学校 及び幼児	3時間以内	1人につき100円
		6時間以内	1人につき150円
割増料金	6時間を越える1時間を増すごとに	1人につき40円	
キャンプ用具	一式	1回につき	3,000円

2 適用年月日

平成22年4月1日

* * *

宮津市告示第14号

宮津市くらしの資金貸付事業運営要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成22年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市くらしの資金貸付事業運営要綱の一部を改正する要綱

宮津市くらしの資金貸付事業運営要綱の一部を改正する要綱（昭和45年告示第41号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成22年3月31日」を「平成23年3月31日」に改める。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第15号

宮津市子育て短期支援事業実施要綱を次のように定める。

平成22年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市子育て短期支援事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、児童及びその家庭の福祉の向上を図るため、保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、当該児童を児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する乳児院又は児童養護施設（以下「乳児院等」という。）において、一定期間養育を行う子育て短期支援事業（以下「事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、本市に住所を有する小学校4年生までの児童（以下単に「児童」という。）であって、その保護者が次の各号のいずれかの理由により家庭において養育することが困難となったものとする。

- (1) 疾病
- (2) 育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安等の身体上又は精神上的の理由
- (3) 出産、看護、事故、災害、失踪等の家庭養育上の理由
- (4) 冠婚葬祭、転勤、出張、学校等の公的行事への参加等の社会的な理由

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する児童は、対象者としな

- (1) 感染性疾患を有し、乳児院等の入所者等に感染させるおそれのある者

- (2) 疾病等により医療機関へ入院して医療を受ける必要のある者
 (3) 精神上的の障害があり、乳児院等の入所者等に著しい迷惑を及ぼすおそれのある者
 (4) その他事業の実施が適当でない認められる者
 (事業の委託)

第3条 市長は、事業の利用の可否の決定等に関する事務を除き、この事業を適切な事業運営が確保できると認められる乳児院等（以下「実施施設」という。）に委託するものとする。

(利用の申請)

第4条 事業を利用しようとする児童の保護者（以下「申請者」という。）は、子育て短期支援事業利用申請書を市長に提出しなければならない。

(利用の決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、児童及び保護者の状況を審査し、実施施設の受入状況等を確認の上、事業の利用の可否を決定するとともに、子育て短期支援事業利用決定通知書により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により事業の利用の決定を行ったときは、子育て短期支援事業委託決定通知書により、実施施設に通知するものとする。

(事業の期間)

第6条 事業の期間は、7日以内とする。ただし、市長がやむを得ない理由により必要と認めるときは、必要最小限の範囲でその期間を延長することができる。

(児童の送迎)

第7条 児童の実施施設への送迎については、第5条第1項の規定により事業の利用の決定を受けた申請者（以下「利用者」という。）が行わなければならない。

(費用の負担)

第8条 利用者は、事業に要する費用として、別表に定める額を実施施設に直接支払うものとする。

(利用の取消等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業の利用の決定を取り消し、又は事業の利用を中止させることができる。

- (1) 事業の利用を継続する理由がなくなったとき。
 (2) 前号に掲げるもののほか、市長が事業の利用が適当でない認めるとき。
 2 市長は、前項の規定により事業の利用の決定を取り消し、又は事業の利用を中止させるときは、子育て短期支援事業取消等通知書により、利用者及び実施施設に通知するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、子育て短期支援事業利用申請書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

対象者の区分	1日当たりの負担額
(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯並びに母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯（以下「母子家庭等」という。）のうち市町村民税非課税世帯	無 料
(2) 市町村民税非課税世帯（(1)に該当する世帯を除く。）	2歳未満の児童 1,100円

(3) 母子家庭等及び養育者家庭である世帯((1)に該当する世帯を除く。)	2歳以上の児童 1,000円
(4) その他の世帯	2歳未満の児童 5,350円
	2歳以上の児童 2,750円

* * *

宮津市告示第16号

宮津市放課後児童クラブ事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成22年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市放課後児童クラブ事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童の健全な育成を図るため、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第2項に規定する放課後児童健全育成事業(以下「放課後児童健全育成事業」という。)を行う団体に対し、補助金等の交付に関する規則(昭和39年宮津市規則第18号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる団体は、地域の自治会の代表者、関係機関、児童の保護者等により組織された団体で、「放課後子どもプラン推進事業の実施について」(平成19年3月30日付け18文科生第587号・雇児発第0330039号文部科学省生涯学習政策局長及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づき、放課後児童健全育成事業として放課後児童クラブを設置し、実施するものとする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次に掲げるものとする。

- (1) 放課後児童クラブに配置された指導員の人件費
- (2) 食糧費を除き、光熱水費、通信運搬費その他放課後児童クラブの運営に必要な経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表に定める基準額と補助対象経費の実支出額のいずれか低い額とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする団体(以下「申請者」という。)は、規則第4条の規定により宮津市放課後児童クラブ事業補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。

(交付申請の変更等)

第6条 補助金の交付決定を受けた団体が事業計画を変更し、又は中止しようとするときは、規則第8条の規定により宮津市放課後児童クラブ事業計画変更等承認申請書を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(実績報告)

第7条 補助事業が完了したときは、速やかに規則第10条の規定により宮津市放課後児童クラブ事業実績報告書を市長に提出しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、宮津市放課後児童クラブ事業補助金交付申請書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

開設日数	児童数	基準額
------	-----	-----

年間250日以上	児童数がおおむね10人以上20人未満	1,500,000円
	児童数が20人以上	2,007,000円
年間200日以上250日未満	児童数がおおむね10人以上20人未満	1,057,000円
	児童数が20人以上	1,400,000円
年間200日未満	児童数がおおむね10人以上	530,000円

* * *

宮津市告示第17号

宮津市日常生活用具給付等事業実施要綱等の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成22年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市日常生活用具給付等事業実施要綱等の一部を改正する要綱

(宮津市日常生活用具給付等事業実施要綱の一部改正)

第1条 宮津市日常生活用具給付等事業実施要綱(平成4年告示第61号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号ただし書を削り、同条第2項第1号中「被保護者」の次に「及び障害者自立支援法施行令(平成18年政令第10号)に定める市町村民税世帯非課税者」を加え、同項第2号及び第3号を削り、同項第4号中「前3号」を「前号」に改め、同号を同項第2号とし、同項第5号中「前各号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とする。

(宮津市障害者地域活動支援事業実施要綱の一部改正)

第2条 宮津市障害者地域活動支援事業実施要綱(平成19年告示第35号)の一部を次のように改正する。

第8条中「被保護者」の次に「及び障害者自立支援法施行令(平成18年政令第10号)に定める市町村民税世帯非課税者」を加え、「別表に定める金額」を「1日の利用につき300円」に改める。

別表を削る。

(宮津市障害者移動支援事業実施要綱の一部改正)

第3条 宮津市障害者移動支援事業実施要綱(平成18年告示第168号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「被保護者」の次に「及び障害者自立支援法施行令(平成18年政令第10号)に定める市町村民税世帯非課税者」を加え、「(利用者が障害者自立支援法施行令(平成18年政令第10号)に定める市町村民税世帯非課税者(以下「市町村民税世帯非課税者」という。)である場合は、100分の5に相当する額)」を削り、同条第2項第1号及び第2号を削り、同項第3号中「(前2号に掲げる者を除く。)」を削り、同号を同項第1号とし、同項第4号中「(第1号及び第2号に掲げる者を除く。)」を削り、同号を同項第2号とし、同項第5号中「前各号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とする。

(宮津市在宅重度障害者訪問入浴サービス事業実施要綱の一部改正)

第4条 宮津市在宅重度障害者訪問入浴サービス事業実施要綱(平成12年告示第109号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「被保護者」の次に「及び障害者自立支援法施行令(平成18年政令第10号)に定める市町村民税世帯非課税者」を加え、「(利用者が障害者自立支援法施行令(平成18年政令第10号)に定める市町村民税世帯非課税者(以下「市町村民税世帯非課税者」という。)である場合は、100分の5に相当する額)」を削り、同条第2項第1号及び第2号を削り、同項第3号中「(前2号に掲げる者を除く。)」を削り、同号を同項第1号とし、同項第4号中「(第1号及び第2号に掲げる者を除く。)」を削り、同号を同項第2号とし、同項第5号中「前各号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とする。

(宮津市障害者日中一時支援事業実施要綱の一部改正)

第5条 宮津市障害者日中一時支援事業実施要綱(平成18年告示第169号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「被保護者」の次に「及び障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）に定める市町村民税世帯非課税者」を加え、「（利用者が障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）に定める市町村民税世帯非課税者（以下「市町村民税世帯非課税者」という。）である場合は、100分の5に相当する額）」を削り、同条第2項第1号及び第2号を削り、同項第3号中「（前2号に掲げる者を除く。）」を削り、同号を同項第1号とし、同項第4号中「（第1号及び第2号に掲げる者を除く。）」を削り、同号を同項第2号とし、同項第5号中「前各号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とする。

（宮津市障害者福祉ホーム事業実施要綱の一部改正）

第6条 宮津市障害者福祉ホーム事業実施要綱（平成19年告示第149号）の一部を次のように改正する。

第8条中「被保護者」の次に「及び障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）に定める市町村民税世帯非課税者」を加え、「（利用者が障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）に定める市町村民税世帯非課税者である場合は、100分の5に相当する額）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の宮津市日常生活用具給付等事業実施要綱第5条、宮津市障害者地域活動支援事業実施要綱第8条、宮津市障害者移動支援事業実施要綱第6条、宮津市在宅重度障害者訪問入浴サービス事業実施要綱第7条、宮津市障害者日中一時支援事業実施要綱第6条及び宮津市障害者福祉ホーム事業実施要綱第8条の規定は、この要綱の施行の日以後の用具の給付若しくは貸与又はこれらの事業の利用について適用し、同日前の用具の給付若しくは貸与又はこれらの事業の利用については、なお従前の例による。

* * *

宮津市告示第18号

宮津市重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業実施要綱を次のように定める。

平成22年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、意思疎通を十分に図ることができない重度の障害者又は障害児（以下「重度障害者等」という。）が入院する場合において、重度障害者等と医療従事者との意思疎通を図る者（以下「コミュニケーション支援従事者」という。）を派遣することにより、診療行為の円滑化を図ることを目的として行う宮津市重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（事業の内容）

第2条 事業の内容は、1回の入院につき入院の初日から14日以内において80時間を上限として、コミュニケーション支援従事者を派遣するものとする

2 コミュニケーション支援従事者は、重度障害者等と医療従事者との意思疎通の円滑化を図るものとし、診療報酬の対象となるサービスは行わない。

（利用対象者）

第3条 事業を利用できる者は、次のいずれにも該当する者とする。

(1) 本市に住所を有し、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた障害者又は障害児

(2) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第21条の規定により障害程度区分6の認定を受けた者（障害児にあってはこれに相当する障害の状態にある者）で、同法第5条第2項から第4項

- までに規定する居宅介護、重度訪問介護又は行動援護の障害福祉サービスを受けているもの
 (3) 発語困難等により意思表示が困難な者
 (4) 介護者がいない者又はこれに準ずる者
 (利用の申請等)

第4条 事業を利用しようとする重度の障害者又は障害児の保護者(以下「申請者」という。)は、宮津市重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業利用申請書(以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、利用の適否を決定するとともに、申請者に通知するものとする。

(事業の委託)

第5条 市長は、事業の一部を適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等(以下「委託事業者」という。)に委託するものとする。

(利用者負担)

第6条 事業を利用した重度の障害者又は障害児の保護者(以下「利用者」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護者及び障害者自立支援法施行令(平成18年政令第10号)に定める市町村民税世帯非課税者(以下「市町村民税世帯非課税者」という。)である場合を除き、事業に要する費用の10分の1に相当する額を負担するものとし、直接委託事業者に支払うものとする。

- 2 前項に規定する利用者負担額の同一の月における合計額が、次の各号に掲げる利用者の区分に応じ、当該各号に定める額を超えるときは、前項の規定にかかわらず、当該額を当該同一の月における利用者負担額の合計額とする。

- (1) 利用者及び利用者と同一の世帯に属する者(利用者が障害児の保護者である場合に限る。)の市町村民税所得割額の合計額が28万円未満の者 4,600円
 (2) 利用者及びその配偶者(利用者が障害者である場合に限る。)の市町村民税所得割額の合計額が16万円未満の者(第1号に掲げる者を除く。) 9,300円
 (3) 前各号に掲げる者以外の者 37,200円
 (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、申請書の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第19号

宮津市妊婦健康診査助成金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成22年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市妊婦健康診査助成金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市妊婦健康診査助成金交付要綱(平成19年告示第37号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「86,840円」を「86,730円」に改める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第20号

宮津市紙おむつの排出に係る指定ごみ袋給付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成22年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市紙おむつの排出に係る指定ごみ袋給付要綱の一部を改正する要綱

宮津市紙おむつの排出に係る指定ごみ袋給付要綱（平成18年告示第161号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「30リットル相当」を「15リットル相当の容量のもの（以下「15リットル袋」という。）30リットル相当」に改める。

第4条第1号中「30リットル袋」を「15リットル袋又は30リットル袋」に改める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第21号

宮津市浄化槽設置費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成22年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市浄化槽設置費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市浄化槽設置費補助金交付要綱（平成11年告示第10号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（用語の定義）

第2条 この要綱において「浄化槽」とは、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）

第2条第1号に規定する浄化槽で、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

(1) 法第4条第2項に規定する構造基準に適合するもの

(2) 生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90%以上、放流水のBODの日間平均値20mg/l以下の機能を有するとともに、浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年厚生省衛浄第34号）に適合するもの

第3条第1項中「、本市に住所を有する者又は本市への転入が确实と見込まれる者であって」を削り、「にある専用住宅に」を「において」に改め、同条第2項第2号中「専用住宅等」を「建物又は建物の存する土地」に改め、同項第3号中「専用住宅等」を「建物」に改め、同項第4号中「市税」の次に「（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条に規定する税をいう。）」を加える。

第4条中「（以下「設置費」という。）」を削り、同条ただし書を次のように改める。

ただし、本市に住所を有する者又は本市への転入が确实と見込まれる者が専用住宅（専ら居住の用に供する住宅（店舗等に併設したもの（併設された店舗等の床面積が総床面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。）をいう。）に浄化槽を設置する場合にあっては別表第1に定める額を、その他の設置の場合にあっては別表第2に定める額を限度額とする。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第4条関係）

人槽区分	補助金限度額
5人槽	352,000円
6人から7人槽	441,000円
8人から10人槽	588,000円
11人から20人槽	1,002,000円
21人から30人槽	1,545,000円
31人から50人槽	2,129,000円
51人槽から	2,429,000円

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第22号

宮津市浄化槽維持管理費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成22年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市浄化槽維持管理費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市浄化槽維持管理費補助金交付要綱（平成21年告示第39号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「（以下「補助対象者」という。）」を削り、同項第3号中「市税」の次に「（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条に規定する税をいう。）」を加える。

第5条中「、定期検査を受けた後」を削り、「添付して、」の次に「当該定期検査を受けた日から1年以内に」を加える。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第23号

宮津市国民健康保険人間ドック補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成22年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市国民健康保険人間ドック補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市国民健康保険人間ドック補助金交付要綱（平成7年告示第26号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

宮津市人間ドック総合健康診断補助金交付要綱

第1条中「（以下「被保険者」という。）」を「及び京都府後期高齢者医療制度の被保険者（宮津市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第9号）第3条の規定により本市が保険料を徴収すべき被保険者に限る。）（以下「被保険者」と総称する。）」に改める。

第4条中「各号に掲げる」を「各号のいずれにも該当する」に改め、同条第2号中「属する者」の次に「又は後期高齢者医療保険料を完納している者」を加え、同条第3号中「受けてから1年以上経過している」を「同一年度内に受けていない」に改める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第24号

宮津市介護予防安心住まい改修費補助金交付要綱を次のように定める。

平成22年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市介護予防安心住まい改修費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 市長は、高齢者が住み慣れた住宅で安心して自立した生活ができるように、住まいを改修する者に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和39年規則第18号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

（補助対象者）

第2条 補助金の交付の対象となる者は、本市に住所を有し、前年度分の市町村民税非課税世帯に属する者で、次の各号のいずれにも該当するもの（以下「特定高齢者等」という。）とする。

(1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第19条第1項に規定する要介護認定又は同条第2項に規定する要支援認定（以下「要介護認定等」という。）を受けていない65歳以上の者（補助金の交付を申請する時点において、要介護認定等の申請中の者を除く。）

(2) 近い将来において、要介護認定等を受けるおそれが高いと市長が認める者

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、特定高齢者等の属する世帯が当該特定高齢者等の自己の居住の用に供する住宅の改修工事(「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」(平成12年1月31日付け老企第34号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)別添第二住宅改修の各号に掲げる工事をいう。)とする。

2 前項の改修工事が法第45条に規定する居宅介護住宅改修費又は法第57条に規定する介護予防住宅改修費の支給の対象となる場合は、補助対象事業とならない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象事業に要する費用に3分の2を乗じて得た額とし、16万円を限度とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定により宮津市介護予防安心住まい改修費補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。

(交付申請の変更等)

第6条 補助金の交付決定を受けた者が、事業計画を変更し、又は中止しようとするときは、規則第8条の規定により宮津市介護予防安心住まい改修費補助金事業計画変更等承認申請書を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(実績報告)

第7条 補助事業が完了したときは、速やかに規則第10条の規定により宮津市介護予防安心住まい改修費補助金実績報告書を市長に提出しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、宮津市介護予防安心住まい改修費補助金交付申請書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第25号

宮津市創業等支援資金利子補給金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成22年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市創業等支援資金利子補給金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市創業等支援資金利子補給金交付要綱(平成19年告示第84号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「市税」の次に「(地方税法(昭和25年法律第226号)第5条に規定する税をいう。)」を加える。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第26号

宮津市中小企業緊急資金利子補給金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成22年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市中小企業緊急資金利子補給金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市中小企業緊急資金利子補給金交付要綱(平成21年告示第44号)の一部を次のように改正する。

第2条中「平成22年3月31日」を「平成23年3月31日」に改め、同条第2号中「市税」の次に「(地方税法(昭和25年法律第226号)第5条に規定する税をいう。)」を加える。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第27号

宮津市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成22年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付要綱（平成17年告示第39号）の一部を次のように改正する。

第2条中「市税」の次に「（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条に規定する税をいう。）」を加える。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第28号

宮津市ものづくりチャレンジ事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成22年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市ものづくりチャレンジ事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 市長は、本市の産業の振興及び雇用の拡大を図るため、市場への流通を目的とした新製品（既存の製品に改良を加えた新規性のあるものを含む。以下同じ。）の開発、生産販売体制の拡充等を行う者に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和39年規則第18号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

（補助対象者）

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、市税（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条に規定する税をいう。）を完納しているものとする。

(1) 市内に住所を有する個人又は市内に事業所を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる者をいう。）

(2) 構成員の3分の2以上が前号に規定する者で構成される団体

（補助対象事業等）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

2 補助金の交付は、一の実施主体につき1回とする。

（交付申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定により宮津市ものづくりチャレンジ事業補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。

（交付申請の変更等）

第5条 補助金の交付決定を受けた者が、事業計画を変更し、又は中止しようとするときは、規則第8条の規定により宮津市ものづくりチャレンジ事業補助金事業計画変更等承認申請書を市長に提出し、承認を受けなければならない。

（事前着手）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付決定前に補助対象事業を実施した場合は、補助金の交付を受けることはできない。ただし、やむを得ない事由により、補助金の交付決定前に補助対象事業を実施しようとする場合において、宮津市ものづくりチャレンジ事業補助金事業事前

着手届を市長に提出したときは、この限りでない。

(実績報告)

第7条 補助事業が完了したときは、速やかに規則第10条の規定により宮津市ものづくりチャレンジ事業補助金実績報告書を市長に提出しなければならない。

(処分の制限)

第8条 補助金の交付を受け整備又は購入した設備、備品等は、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(宮津市ものづくりチャレンジ事業審査委員会の設置)

第9条 第4条の規定による申請の内容を審査するため、宮津市ものづくりチャレンジ事業審査委員会を置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、宮津市ものづくりチャレンジ事業補助金交付申請書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成23年3月31日限り、その効力を失う。

別表(第3条関係)

事業区分	内容	補助対象経費	補助金の額
1 新製品開発・製品改良事業	新製品の開発又は既存の製品の改良	謝礼(実施主体以外の者に支払うものに限る。以下同じ。)旅費(実施主体以外の者に支払うものに限る。以下同じ。)資料購入費、市場調査費、試験費、委託費、リース料、原材料費その他市長が特に必要と認めた経費	補助対象経費の3分の2以内。ただし、20万円を限度とする。
2 パッケージ等製作事業	新製品のパッケージ等のデザイン開発、既存デザインの改善等	謝礼、旅費、パッケージ開発費用、材料費その他市長が特に必要と認めた経費	
3 販路開拓・販売体制拡充事業	新製品の販路開拓のために行う展示会等の開催又は出展、製品広告のためのホームページの構築等	謝礼、旅費、印刷製本費、市場調査費、出展料、広告宣伝費、ホームページ開設費、会場借上料その他市長が特に必要と認めた経費	
4 生産体制等拡充事業	生産販売体制の拡充のための設備の整備等	リース料、施設改修費、備品購入費(事務用什器又は機器、冷暖房設備等の汎用性のあるものは除く。)その他市長が特に必要と認めた経費	補助対象経費の3分の2以内。ただし、50万円を限度とする。

備考 補助対象経費が国、府等の助成金等を受ける場合は、当該助成金の額を除いた額を補助対象経費とする。

* * *

宮津市告示第29号

宮津市雇用安定助成金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成22年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市雇用安定助成金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市雇用安定助成金交付要綱（平成21年告示第107号）の一部を次のように改正する。

第2条中「市税」の次に「（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条に規定する税をいう。）」を加える。

第3条中「200万円」を「年度ごとに200万円」に改める。

附則第2項中「平成22年3月31日」を「平成23年3月31日」に改める。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第30号

宮津市雇用促進奨励補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成22年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市雇用促進奨励補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市雇用促進奨励補助金交付要綱（平成21年告示第108号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「平成22年3月31日」を「平成23年3月31日」に改め、同条第5号中「市税」の次に「（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条に規定する税をいう。）」を加える。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第31号

宮津市職業能力向上支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成22年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市職業能力向上支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市職業能力向上支援補助金交付要綱（平成21年告示第109号）の一部を次のように改正する。

第2条中「市税」の次に「（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条に規定する税をいう。）」を加える。

附則第2項中「平成22年3月31日」を「平成23年3月31日」に改める。

別表中「年間」を「年度ごとに」に改める。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第32号

宮津市温泉施設整備資金利子補給金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成22年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市温泉施設整備資金利子補給金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市温泉施設整備資金利子補給金交付要綱（平成19年告示第85号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「市税」の次に「（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条に規定する税をいう。）」を加える。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第33号

宮津市水洗便所改造資金融資要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成22年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市水洗便所改造資金融資要綱の一部を改正する要綱

宮津市水洗便所改造資金融資要綱（平成5年告示第17号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「市税」の次に「（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条に規定する税をいう。）」を加える。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第34号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、宮津市建設室（本館南棟3階）において、平成22年3月31日から平成22年4月14日まで縦覧に供する。

平成22年3月31日

宮津市長 井上正嗣

路線名	道 路 の 区 域			備考
	区 間	変 更 前 後 別	敷地の幅員 m 延長m	
由良駅港	宮津市字由良小字上良760番地の3から 宮津市字由良小字上良889番地まで	前	8.60～3.70 256.0	
		後	9.80～3.90 256.0	
浜野路西	宮津市字由良小字上良851番地の1から 宮津市字由良小字上良702番地まで	前	2.40～2.20 137.5	
		後	3.70～2.20 137.5	
下石浦南	宮津市字石浦小字山本241番地から 宮津市字石浦小字山本281番地まで	前	2.00～2.00 80.5	
		後	2.00～1.70 80.5	
出張下小路	宮津市字上司小字出張1439番地から 宮津市字上司小字出張1524番地の5まで	前	3.90～3.50 74.6	
		後	4.80～3.00 74.6	
島崎京口	宮津市字柳縄手319番地の4から 宮津市字京口町158番地まで	前	5.40～4.90 91.0	
		後	5.50～5.00 111.2	
鶴賀京口	宮津市字馬場先2610番地の1から 宮津市字京口133番地まで	前	7.65～4.00 213.0	
		後	14.00～6.90 175.6	
新浜鶴賀海岸	宮津市字新浜1988番地の3から 宮津市字魚屋938番地の1まで	前	16.00～4.10 176.0	
		後	26.50～4.00 197.8	
田町外側	宮津市字柳縄手341番地から 宮津市字鶴賀小字鶴賀町2100番地の1まで	前	14.20～4.60 197.9	
		後	16.00～8.70 136.9	
宮津金引の滝	宮津市字滝馬小字金引163番地の3から 宮津市字滝馬小字宮垣12番地の5まで	前	10.00～3.90 220.9	
		後	8.00～3.90 220.9	
久保谷	宮津市字波路316番地から 宮津市字波路小字家ノ下297番地の1まで	前	4.00～2.40 212.0	
		後	4.00～4.00 203.2	
馬場先京口	宮津市字京口118番地の1から 宮津市字京口68番地の2まで	前	2.90～2.90 22.0	
		後	7.30～2.40 59.4	
小 西	宮津市字滝馬小字小西83番地の21から 宮津市字滝馬小字小西82番地の2まで	前	3.15～2.95 46.0	
		後	5.00～3.70 46.0	

百合ヶ丘	宮津市字滝馬小字猫田81番地の4から 宮津市字宮村小字鮎川1586番地まで	前	9.70~4.70	113.65
		後	9.70~5.80	113.65
中島	宮津市字喜多小字長藪1219番地から 宮津市字喜多小字中島661番地の1まで	前	5.90~3.00	103.5
		後	4.40~3.70	95.4
古心	宮津市字小田小字靴屋2173番地の1から 宮津市字小田小字山添682番地の1まで	前	5.31~3.00	222.6
		後	5.40~3.20	219.2
堅田	宮津市字喜多小字福田2464番地の1から 宮津市字喜多小字堅田2260番地の2まで	前	8.00~7.32	243.0
		後	7.60~7.20	244.5
空高	宮津市字小田小字靴屋2136番地から 宮津市字小田小字靴屋2118番地の2まで	前	3.95~3.20	171.0
		後	3.70~2.80	171.0
中道込山	宮津市字今福小字家ノ上504番地の2から 宮津市字今福小字込山333番地まで	前	2.75~2.50	167.0
		後	3.50~2.50	169.4
喜多停車場	宮津市字喜多小字堂ノ下1153番地の1から 宮津市字喜多小字川添2336番地の1まで	前	7.50~6.50	138.2
		後	7.70~6.50	138.2
国分成相寺	宮津市字成相寺小字地藏分149番地から 宮津市字成相寺小字塔ノ後奥切410番地まで	前	15.45~9.02	173.8
		後	19.00~9.20	169.4
添谷	宮津市字日置小字ハシ谷319番地から 宮津市字日置小字石倉谷351番地まで	前	2.85~2.85	321.25
		後	3.50~2.40	313.25
下世屋畑	宮津市字下世屋小字長者295番地から 宮津市字下世屋小字長者296番地まで	前	7.35~2.75	177.1
		後	11.50~5.00	168.9
畑東谷	宮津市字畑小字たものき16番地から 宮津市字畑東谷口道下21番地まで	前	6.90~3.05	113.3
		後	8.00~2.80	113.3
大島裏通	宮津市字大島小字竹の後247番地の1から 宮津市字大島小字大戸治下435番地まで	前	6.00~3.85	209.0
		後	11.20~3.40	209.0
城東	宮津市字皆原小字和田673番地から 宮津市字惣小字矢名原105番地の1まで	前	5.70~6.10	73.0
		後	14.00~14.00	73.0
家ノ奥	宮津市字今福小字井根口358番地の1から 宮津市字今福小字日尻486番地まで	前	5.00~21.00	342.0
		後	5.00~21.00	341.0

* * *

宮津市告示第35号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、宮津市建設室（本館南棟3階）において、平成22年3月31日から平成22年4月14日まで縦覧に供する。

平成22年3月31日

宮津市長 井上正嗣

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
由良駅港	宮津市字由良小字上良760番地の3から 宮津市字由良小字上良889番地まで	平成22年3月31日
浜野路西	宮津市字由良小字上良851番地の1から 宮津市字由良小字上良702番地まで	平成22年3月31日
下石浦南	宮津市字石浦小字山本241番地から 宮津市字石浦小字山本281番地まで	平成22年3月31日
出張下小路	宮津市字上司小字出張1439番地から 宮津市字上司小字出張1524番地の5まで	平成22年3月31日
島崎京口	宮津市字柳縄手319番地の4から 宮津市字京口町158番地まで	平成22年3月31日

鶴賀京口	宮津市字馬場先2610番地の1から 宮津市字京口133番地まで	平成22年3月31日
新浜鶴賀海岸	宮津市字新浜1988番地の3から 宮津市字魚屋938番地の1まで	平成22年3月31日
田町外側	宮津市字柳縄手341番地から 宮津市字鶴賀小字鶴賀町2100番地の1まで	平成22年3月31日
宮津金引の滝	宮津市字滝馬小字金引163番地の3から 宮津市字滝馬小字宮垣12番地の5まで	平成22年3月31日
久保谷	宮津市字波路316番地から 宮津市字波路小字家ノ下297番地の1まで	平成22年3月31日
馬場先京口	宮津市字京口118番地の1から 宮津市字京口68番地の2まで	平成22年3月31日
小西	宮津市字滝馬小字小西83番地の21から 宮津市字滝馬小字小西82番地の2まで	平成22年3月31日
百合ヶ丘	宮津市字滝馬小字猫田81番地の4から 宮津市字宮村小字鮎川1586番地まで	平成22年3月31日
中島	宮津市字喜多小字長藪1219番地から 宮津市字喜多小字中島661番地の1まで	平成22年3月31日
古心	宮津市字小田小字糺屋2173番地の1から 宮津市字小田小字山添682番地の1まで	平成22年3月31日
堅田	宮津市字喜多小字福田2464番地の1から 宮津市字喜多小字堅田2260番地の2まで	平成22年3月31日
空高	宮津市字小田小字糺屋2136番地から 宮津市字小田小字糺屋2118番地の2まで	平成22年3月31日
中道込山	宮津市字今福小字家ノ上504番地の2から 宮津市字今福小字込山333番地まで	平成22年3月31日
喜多停車場	宮津市字喜多小字堂ノ下1153番地の1から 宮津市字喜多小字川添2336番地の1まで	平成22年3月31日
国分成相寺	宮津市字成相寺小字地藏分149番地から 宮津市字成相寺小字塔ノ後奥切410番地まで	平成22年3月31日
添谷	宮津市字日置小字ハシ谷319番地から 宮津市字日置小字石倉谷351番地まで	平成22年3月31日
下世屋畑	宮津市字下世屋小字長者295番地から 宮津市字下世屋小字長者296番地まで	平成22年3月31日
畑東谷	宮津市字畑小字たものき16番地から 宮津市字畑東谷口道下21番地まで	平成22年3月31日
大島裏通	宮津市字大島小字竹の後247番地の1から 宮津市字大島小字大戸治下435番地まで	平成22年3月31日
城東	宮津市字皆原小字和田673番地から 宮津市字惣小字矢名原105番地の1まで	平成22年3月31日
家ノ奥	宮津市字今福小字井根口358番地の1から 宮津市字今福小字日尻486番地まで	平成22年3月31日

* * *

宮津市告示第36号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、水道使用料金等の徴収及び収納の事務を平成22年4月1日から平成23年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規

定により告示する。

平成22年4月1日

宮津市長 井上正嗣

徴収事務受託者

<以下揭示済>

* * *

宮津市告示第37号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、水道使用料金等の徴収及び収納の事務を平成22年4月1日から平成23年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成22年4月1日

宮津市長 井上正嗣

徴収事務受託者

<以下揭示済>

* * *

宮津市告示第38号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、水道使用料金等の徴収及び収納の事務を平成22年4月1日から平成23年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成22年4月1日

宮津市長 井上正嗣

徴収事務受託者

<以下揭示済>

* * *

宮津市告示第39号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、水道使用料金等の徴収及び収納の事務を平成22年4月1日から平成23年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成22年4月1日

宮津市長 井上正嗣

徴収事務受託者

<以下揭示済>

* * *

宮津市告示第40号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、水道使用料金等の徴収及び収納の事務を平成22年4月1日から平成23年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成22年4月1日

宮津市長 井上正嗣

徴収事務受託者

<以下揭示済>

* * *

宮津市告示第41号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、水道使用料金等の徴収及び収納の事務を平成22年4月1日から平成23年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規

定により告示する。

平成22年4月1日

宮津市長 井上正嗣

徴収事務受託者

< 以下掲示済 >

* * *

宮津市告示第42号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宮津ターミナルセンターの使用料の徴収及び収納の事務を平成22年4月1日から平成23年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成22年4月1日

宮津市長 井上正嗣

収入事務受託者

住所 福知山市天田118番地の1

氏名 北近畿タンゴ鉄道株式会社

* * *

宮津市告示第43号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、天橋立ターミナルセンターの使用料の徴収及び収納の事務を平成22年4月1日から平成23年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成22年4月1日

宮津市長 井上正嗣

収入事務受託者

住所 宮津市字文珠314番地の2

氏名 社団法人天橋立観光協会

* * *

宮津市告示第44号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宮津市清掃工場における一般廃棄物処理手数料及びフロンガス回収処理手数料の徴収及び収納の事務を平成22年4月1日から平成23年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成22年4月1日

宮津市長 井上正嗣

収入事務受託者

住所 宮津市字波路620番地

氏名 丹後環境保全有限会社

* * *

宮津市告示第45号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宮津市指定ごみ袋（燃やすごみ用袋、燃やさないごみ用袋）の取扱いによる一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務を平成22年4月1日から平成23年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成22年4月1日

宮津市長 井上正嗣

収入事務受託者

< 以下掲示済 >

* * *

宮津市告示第46号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、し尿くみ取り券並びに大型ゴミ処理手数料券の取扱いによる一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務を平成22年4月1日から平成23年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成22年4月1日

宮津市長 井上正嗣

収入事務受託者

<以下揭示済>

* * *

宮津市告示第47号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宮津市東部不燃物処理場における一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務を平成22年4月1日から平成23年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成22年4月1日

宮津市長 井上正嗣

収入事務受託者

<以下揭示済>

* * *

宮津市告示第48号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収及び収納の事務を平成22年4月1日から平成23年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成22年4月1日

宮津市長 井上正嗣

収入事務受託者

住所 京都府下京区西七条掛越町65番地

氏名 社団法人京都府獣医師会

* * *

宮津市告示第49号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宮津市休日応急診療所における診療費等の徴収及び収納の事務を平成22年4月1日から平成23年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成22年4月1日

宮津市長 井上正嗣

収入事務受託者

住所 大阪市北区堂島2丁目2番2号

氏名 株式会社アイ・エム・ピィ・センター

* * *

宮津市告示第50号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宮津市由良診療所における手数料の徴収及び収納の事務を平成22年4月1日から平成23年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成22年4月1日

宮津市長 井上正嗣

収入事務受託者

住所 大阪府箕面市小野原西3丁目12番14号

氏名 YMSほりかわ
代表者 堀川 義治

* * *

宮津市告示第51号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宮津市営天橋立駐車場の使用料の徴収及び収納の事務を平成22年4月1日から平成23年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成22年4月1日

宮津市長 井上 正嗣

収入事務受託者

住所 <以下揭示済>

氏名 文珠自治会 会長 倉田 泰男

* * *

宮津市告示第52号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宮津市営宮津駅前駐車場の使用料の徴収及び収納の事務を平成22年4月1日から平成23年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成22年4月1日

宮津市長 井上 正嗣

収入事務受託者

住所 宮津市字漁師1775番地

氏名 宮津食品卸売共同組合 理事長 今森 正己

* * *

宮津市告示第53号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により告示する。

平成22年4月1日

宮津市長 井上 正嗣

- 1 予防接種の種類 ジフテリア・百日せき・破傷風
- 2 予防接種の対象者の範囲
 - 第1期初回 生後3月から生後90月に至までの間にある者
 - 第1期追加 生後3月から生後90月に至までの間にある者（1期初回接種（3回）終了後、6月以上の間隔をおく）
 - 第2期 11歳以上13歳未満の者
- 3 予防接種を受けることが適当でない者
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
 - (4) 予防接種を行うことが不適当な状態であると医師が判断した者
- 4 接種回数 第1期初回3回（20日から56日までの間隔）
 - 第1期追加1回
 - 第2期 1回
- 5 自己負担金 無料
- 6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所	実施する予防接種
---------	-----------	----------

		第1期初回・追加 (三種混合:ジフ テリア・百日せ き・破傷風)	第2期(二種混 合:ジフテリア・ 破傷風)
石井靖隆	日置診療所	○	○
	府中診療所	○	○
今出陽一朗	今出クリニック		○
中川長雄	中川医院	○	○
中川嘉洋	中川内科・小児科クリニック	○	○
浪江和生	浪江医院	○	○
今井敏雄			
西原寛	西原医院		○
堀川義治	宮津市由良診療所	○	○
林信昌	養老診療所		○
宮地高弘	宮地外科医院	○	○
宮地道弘			
山根征雄	山根医院	○	○
伊藤邦彦	伊藤内科医院	○	○
岩破淳郎	いわさく診療所	○	○
岩破康二	岩破医院	○	○
大森斎	大森内科診療所	○	○
木村進	木村内科クリニック	○	○
須川典亮	須川医院	○	○
徳山石夫	徳山医院	○	○
鳥居剛	鳥居クリニック	○	○
日置潤也	日置医院	○	○
山添一郎	やまぞえこどもクリニック	○	○
今中俊爾	伊根診療所	○	○
細見史雄	本庄診療所	○	○

7 予防接種を行う期間 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

* * *

宮津市告示第54号

予防接種法(昭和23年法律第68号)第3条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項及び第5条の規定により告示する。

平成22年4月1日

宮津市長 井上正嗣

1 予防接種の種類 麻しん、風しん

2 予防接種の対象者の範囲

第1期 生後12月から生後24月に至るまでの間にある者

第2期 5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者

第3期 13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者

第4期 18歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者

3 予防接種を受けることが適当でない者

(1) 明らかな発熱を呈している者

- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (4) 妊娠していることが明らかな者
- (5) 予防接種を行うことが不適當な状態にあると医師が判断した者

4 接種回数 1回

5 自己負担金 無料

6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所	実施する予防接種	
		第1期・第2期	第3期・第4期
石井靖隆	日置診療所	○	○
	府中診療所	○	○
今出陽一郎	今出クリニック	○	○
岡所明良	岡所・泌尿器科医院		○
中川長雄	中川医院	○	○
中川嘉洋	中川内科・小児科クリニック	○	○
浪江和生	浪江医院	○	○
今井敏雄			
西原寛	西原医院		○
堀川義治	宮津市由良診療所	○	○
林信昌	養老診療所		○
宮地高弘	宮地外科医院	○	○
宮地道弘			
山根征雄	山根医院	○	○
伊藤邦彦	伊藤内科医院	○	○
岩破淳郎	いわさく診療所	○	○
岩破康二	岩破医院	○	○
大森斎	大森内科診療所	○	○
木村進	木村内科クリニック	○	○
須川典亮	須川医院	○	○
徳山石夫	徳山医院	○	○
鳥居剛	鳥居クリニック	○	○
日置潤也	日置医院	○	○
山添一郎	やまぞえこどもクリニック	○	○
今中俊爾	伊根診療所	○	○
細見史雄	本庄診療所	○	○

7 予防接種を行う期間 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

* * *

宮津市告示第55号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により告示する。

平成22年4月1日

宮津市長 井上正嗣

1 予防接種の種類 日本脳炎

2 予防接種の対象者の範囲

第1期初回 生後6月から生後90月に至るまでの間にある者

第2期追加 生後6月から生後90月に至るまでの間にある者（第1期初回終了後おおむね1年おく）

3 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者

4 接種回数 第1期初回2回（6日から28日までの間隔）

第1期追加1回

5 自己負担金 無料

6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
石井靖隆	日置診療所
	府中診療所
今出陽一朗	今出クリニック
中川長雄	中川医院
中川嘉洋	中川内科・小児科クリニック
浪江和生	浪江医院
今井敏雄	
堀川義治	宮津市由良診療所
林信昌	養老診療所
宮地高弘	宮地外科医院
宮地道弘	
山根征雄	山根医院
岩破淳郎	いわさく診療所
岩破康二	岩破医院
大森斎	大森内科診療所
木村進	木村内科クリニック
須川典亮	須川医院
鳥居剛	鳥居クリニック
日置潤也	日置医院
山添一郎	やまぞえこどもクリニック
今中俊爾	伊根診療所

7 予防接種を行う期間 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

* * *

宮津市告示第56号

地方税法（昭和25年法律第266号）第411条第1項の規定により、平成22年度の固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録したので、同条第2項の規定により告示する。

平成22年4月1日

宮津市長 井上正嗣

* * *

宮津市告示第57号

平成19年4月1日宮津市告示第45号で告示した会計管理者の権限に属する事務の出納員への一部委任及び当該出納員の当該委任事務の分任出納員への一部委任について、次のとおり変更したので告

示する。

平成22年4月1日

宮津市長 井上正嗣

1 変更した内容

	設置室	出納員となる者	分任収納員となる者	委任する事務
変更前	企画環境室	出納管理室 会計係長	企画環境室に所属する職員	宮津市まちづくり基金寄付金の収納
	健康福祉室		健康福祉室に所属する職員	社会福祉事業寄付金の収納 保育所保育料の収納 日本スポーツ振興センター保護者負担金の収納 放課後児童利用料の収納 放課後児童障害保険料保護者負担金の収納 保育所職員給食費相当額の収納 証明手数料（障害者控除認定）の収納 くらしの資金回収金の収納 生活保護費返還金及び徴収金の収納 介護保険料の収納 健康診査等費用徴収金の収納 行政文書コピー使用料相当額の収納
変更後	企画環境室	収納管理室 会計係長	企画環境室に所属する職員	宮津市ふるさと宮津応援寄付金の収納
	健康福祉室		健康福祉室に所属する職員	社会福祉事業寄付金の収納 災害援護資金償還金の収納 保育所保育料の収納 日本スポーツ振興センター保護者負担金の収納 放課後児童利用料の収納 放課後児童障害保険料保護者負担金の収納 保育所職員給食費相当額の収納 証明手数料（障害者控除認定）の収納 くらしの資金回収金の収納 生活保護費返還金及び徴収金の収納 介護保険料の収納 健康診査等費用徴収金の収納 行政文書コピー使用料相当額の収納

2 変更年月日 平成22年4月1日

訓 令

宮津市訓令甲第1号

庁中一般

各 かい

宮津市事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市事務決裁規程の一部を改正する規程

宮津市事務決裁規程（昭和60年訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2 財務室長専決事項の表第2項を削る。

別表第2 健康福祉室長専決事項の表中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 子ども手当に係る認定等に関すること。

別表第3 副室長共通専決事項第4項中「及び週休日の振替等」を「、週休日の振替、時間外勤務代休時間等」に改める。

別表第3 財務室副室長専決事項の表第7項を削る。

別表第3 市民室副室長第15項中「国民健康保険税及び」を削る。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

* * *

宮津市訓令甲第2号

庁中一般

各 かい

宮津市職員の住居手当実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成22年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市職員の住居手当実施要綱の一部を改正する要綱

宮津市職員の住居手当実施要綱（昭和50年訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

第6から第8までを削り、第9を第6とし、第10を第7とし、第11を第8とし、第12を第9とし、第13を第10とし、第14を第11とする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

* * *

宮津市訓令甲第3号

庁中一般

各 かい

建設工事入札参加資格審査委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年3月31日

宮津市長 井上正嗣

建設工事入札参加資格審査委員会規程の一部を改正する規程

建設工事入札参加資格審査委員会規程（平成14年訓令甲第8号）の一部を次のように定める。

第1条中「指名競争入札」を「一般競争入札及び指名競争入札」に改める。

第2条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定建設工事共同企業体の構成員の資格基準に関すること。

第5条に次の1項を加える。

4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

* * *

宮津市訓令甲第 4 号

庁中一般
各 かい

宮津市防災行政無線局管理運用規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年 3 月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

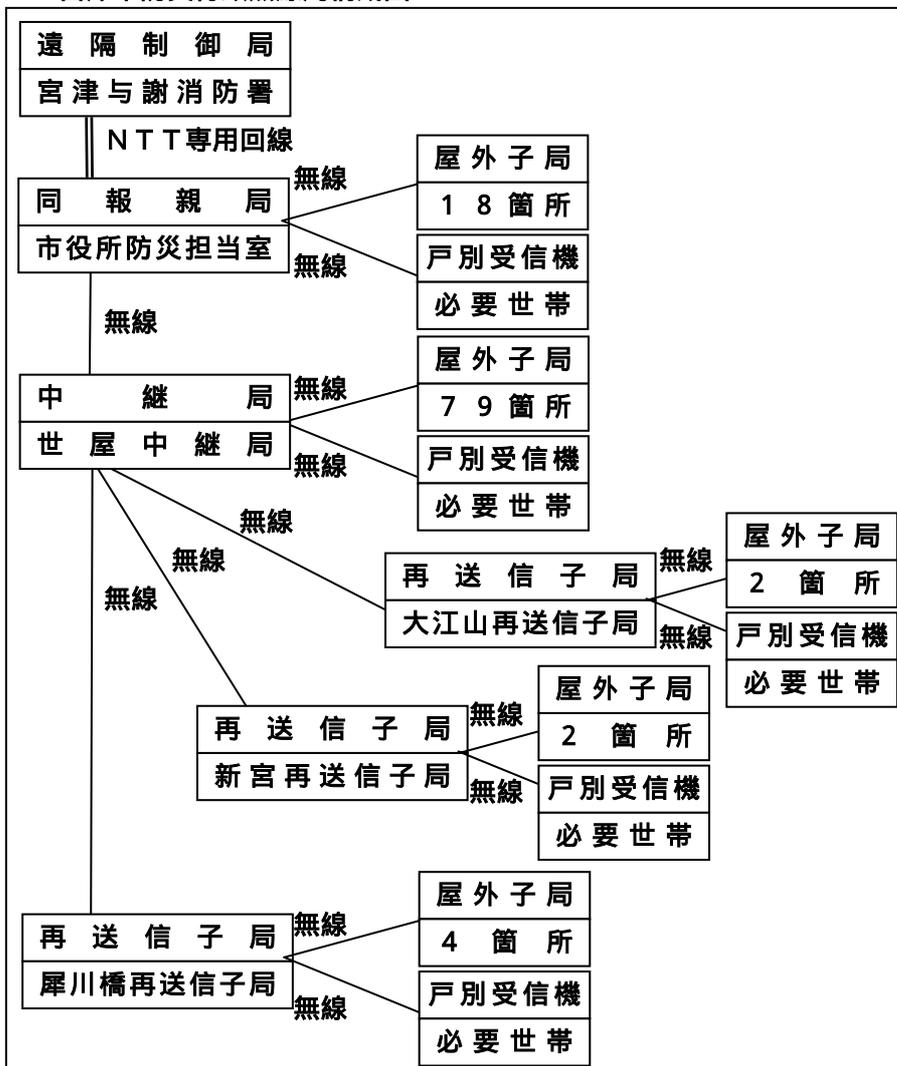
宮津市防災行政無線局管理運用規程の一部を改正する規程

宮津市防災行政無線局管理運用規程（平成13年訓令甲第 4 号）の一部を次のように改正する。

別図を次のように改める。

別図（第 3 条関係）

宮津市防災行政無線局構成図



附 則

この規程は、平成22年 3 月31日から施行する。

公 告

宮津市公告第 2 号

消防法（昭和23年法律第186号）第26条第3項の規定により、消防車が消防訓練においてサイレンを吹鳴するので、次のとおり公告します。

平成22年3月3日

宮津市長 井上正嗣

場 所	吹鳴日時	出場車両
宮津市字由良地内	平成22年3月7日 午前10時40分ごろ	4台

* * *

宮津市公告第3号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり公告します。

その関係図面は、平成22年3月14日から2週間、宮津市上下水道室（本館南棟2階）において縦覧に供します。

平成22年3月14日

宮津市長 井上正嗣

- 1 供用（下水の処理）を開始する年月日
平成22年3月31日
- 2 供用（下水の処理）を開始する区域
宮津市字万年、宮町、松原、滝馬、宮村、惣、須津、中野、小松、溝尻及び国分の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
宮津市字万年、宮町、松原、滝馬、宮村、惣、須津、中野、小松、溝尻及び国分の各一部
- 4 供用を開始する排水施設の分流式及び合流式の別
分流式
- 5 略図
別紙のとおり（省略）

* * *

宮津市公告第4号

水難救護法（明治32年法律第95号）第24条第1項の規定による漂流物の引渡しがありましたので、同法第25条第2項の規定により次のとおり公告します。

つきましては、該当者の方は平成22年9月30日までに宮津市産業振興室に申し出てください。

なお、上記期日までに申出のない場合は、同法第28条第1項の規定により所有者がないものと認め処分します。

平成22年3月31日

宮津市長 井上正嗣

- 1 拾得物件 手漕ぎボート 1隻
全長2.3m、全幅1.2m、FRP製、船体の色：黄色
- 2 拾得日時 平成21年11月18日 午前11時頃
- 3 拾得場所 宮津市字小田宿野地先

* * *

宮津市公告第5号

公共下水道受益者負担金を賦課する区域を次のとおり定めたので、宮津市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成4年条例第29号）第5条の規定により、公告します。

平成22年4月1日

宮津市長 井上正嗣

宮津市字万年、宮町、松原、滝馬、宮村、惣、須津、中野、小松、溝尻及び国分の各一部

水 道 企 業

《 告 示 》

宮津市水道告示第 1 号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、水道使用料金等の徴収及び収納の事務を平成22年4月1日から平成23年3月31日まで次の者に委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

平成22年4月1日

宮津市水道事業

宮津市長 井 上 正 嗣

徴収事務受託者

< 以下揭示済 >

* * *

宮津市水道告示第 2 号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、水道使用料金等の徴収及び収納の事務を平成22年4月1日から平成23年3月31日まで次の者に委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

平成22年4月1日

宮津市水道事業

宮津市長 井 上 正 嗣

徴収事務受託者

< 以下揭示済 >

* * *

宮津市水道告示第 3 号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、水道使用料金等の徴収及び収納の事務を平成22年4月1日から平成23年3月31日まで次の者に委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

平成22年4月1日

宮津市水道事業

宮津市長 井 上 正 嗣

徴収事務受託者

< 以下揭示済 >

* * *

宮津市水道告示第 4 号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、水道使用料金等の徴収及び収納の事務を平成22年4月1日から平成23年3月31日まで次の者に委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

平成22年4月1日

宮津市水道事業

宮津市長 井 上 正 嗣

徴収事務受託者

< 以下揭示済 >

* * *

宮津市水道告示第 5 号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、水道使用料金等の徴収及び収

納の事務を平成22年4月1日から平成23年3月31日まで次の者に委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

平成22年4月1日

宮津市水道事業

宮津市長 井上正嗣

徴収事務受託者

<以下掲示済>

* * *

宮津市水道告示第6号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、水道使用料金等の徴収及び収納の事務を平成22年4月1日から平成23年3月31日まで次の者に委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

平成22年4月1日

宮津市水道事業

宮津市長 井上正嗣

徴収事務受託者

<以下掲示済>

教育委員会

〈告示〉

宮津市教育委員会告示第4号

平成22年第4回宮津市教育委員会臨時会を次のとおり招集する。

平成22年3月2日

宮津市教育委員会

委員長 上羽堅一

1 日時 平成22年3月8日（月）午前9時

2 場所 宮津市役所 第6会議室

* * *

宮津市教育委員会告示第5号

平成22年第5回宮津市教育委員会臨時会を次のとおり招集する。

平成22年3月2日

宮津市教育委員会

委員長 上羽堅一

1 日時 平成22年3月12日（金）午前10時

2 場所 宮津市役所 第5会議室

* * *

宮津市教育委員会告示第6号

平成22年3月2日付け宮津市教育委員会告示第4号により公示した平成22年第4回宮津市教育委員会臨時会の期日を下記のとおり変更する。

平成22年3月5日

宮津市教育委員会

委員長 上羽堅一

記

1 変更する期日

変更前 平成22年3月8日(月)

変更後 平成22年3月9日(火)

* * *

宮津市教育委員会告示第7号

平成22年第6回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成22年3月12日

宮津市教育委員会

委員長 上羽 堅 一

1 日 時 平成22年3月29日(月)午前10時

2 場 所 宮津市役所 第5会議室

選挙管理委員会

《告 示》

宮津市選挙管理委員会告示第3号

宮津市条例(市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、宮津市の事務の施行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数並びに合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成22年3月2日

宮津市選挙管理委員会

委員長 前尾 美智子

351人

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第4号

宮津市議会の解散の請求に要する有権者総数の3分の1の数及び宮津市の議会委員、市長、副市長、選挙管理委員若しくは監査委員の解散の請求又は教育委員会の委員の解職の請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成22年3月2日

宮津市選挙管理委員会

委員長 前尾 美智子

5,842人

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第5号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付することの請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

平成22年3月2日

宮津市選挙管理委員会

委員長 前尾 美智子

2,921人

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第6号

平成22年4月11日執行予定の京都府知事選挙に係る選挙時登録において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項の規定により選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、同法第23条第1項及び第30条の7第1項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成22年3月19日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前尾美智子

- 1 縦覧の期間 平成22年3月25日
- 2 縦覧の場所 宮津市字柳縄手345番地の1
（宮津市役所内）
宮津市選挙管理委員会事務局

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第7号

平成22年4月11日執行予定の京都府知事選挙における投票所内の候補者の氏名及び当該候補者に係る候補者届出政党の名称の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を、次のように定める。

平成22年3月19日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前尾美智子

- 1 日時 平成22年3月25日 午後6時
- 2 場所 宮津市役所 応接室

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第8号

宮津市条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、宮津市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数並びに合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成22年3月24日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前尾美智子

351人

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第9号

宮津市議会の解散の請求に要する有権者総数の3分の1の数及び宮津市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員若しくは監査委員の解職の請求又は教育委員会の委員の解職の請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成22年3月24日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前尾美智子

5,849人

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第10号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付することの請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

平成22年3月24日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前尾美智子

2,925人

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第11号

平成22年4月11日執行予定の京都府知事選挙におけるポスター掲示場の設置場所を、次のように定める。

平成22年3月24日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前尾美智子

(以下省略)

* * *

宮津市選挙管理委員会告示12号

平成22年4月11日執行の京都府知事選挙における各投票区の投票所を、次のように定める。

平成22年3月25日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前尾美智子

投票区名	建物の名称	所在地
第1投票区	宮津市役所	宮津市字柳縄手345番地の1
第2投票区	桜山会館	" 万町476番地
第3投票区	松ヶ岡会館	" 蛭子1070番地
第4投票区	漁師町会館	" 漁師1547・1548合番地
第5投票区	宮津市保健センター	" 鶴賀2109番地の2
第6投票区	城南公民館	" 京口126番地
第7投票区	城東会館	" 吉原2573番地
第8投票区	たんぼぼ保育園	" 惣906番地
第9投票区	宮津市大江山レストハウス	" 小田413番地
第10投票区	上宮津地区公民館	" 小田231番地
第11投票区	中村公民館	" 中村190番地の1
第12投票区	栗田幼稚園	" 上司261番地の4
第13投票区	小田宿野公民館	" 小田宿野191番地の3
第14投票区	矢原公民館	" 矢原69番地
第15投票区	吉津地区公民館	" 須津1031番地
第16投票区	文珠公会堂	" 文珠497番地の1
第17投票区	江尻公会堂	" 江尻432番地の2
第18投票区	溝尻公民館	" 溝尻354番地の1
第19投票区	浜公民館	" 日置590番地
第20投票区	上公民館	" 日置2583番地の7
第21投票区	下世屋公民館	" 下世屋(山口神社前)
第22投票区	上世屋公民館	" 上世屋543番地
第23投票区	畑公民館	" 畑652番地
第24投票区	宮津市デイサービスセンタ-せんごく	" 岩ヶ鼻38番地
第25投票区	田原公民館	" 田原76番地の1
第26投票区	梅ヶ谷公民館	" 奥波見182番地
第27投票区	里波見公民館	" 里波見623番地
第28投票区	日ヶ谷地区公民館	" 日ヶ谷5126番地
第29投票区	落山公会堂	" 日ヶ谷4654番地

第30投票区

由良幼稚園

" 由良1276番地

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第13号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項ただし書の規定により、平成22年4月11日執行の京都府知事選挙の投票所を閉じる時刻を、次のとおり繰り上げる。

平成22年3月25日

宮津市選挙管理委員会

委員長 前尾美智子

投票所	投票所を開いている時間
第9投票所	午前7時から午後6時まで
第21投票所	午前7時から午後7時まで
第22投票所	午前7時から午後7時まで
第23投票所	午前7時から午後6時まで
第25投票所	午前7時から午後7時まで
第26投票所	午前7時から午後7時まで
第28投票所	午前7時から午後7時まで
第29投票所	午前7時から午後7時まで

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第14号

平成22年4月11日執行の京都府知事選挙の開票の場所及び日時は、次のとおりである。

平成22年3月25日

宮津市選挙管理委員会

委員長 前尾美智子

- 1 開票場所
開票所名 宮津会館 宮津市字鶴賀2164番地
- 2 開票日時
平成22年4月11日 午後9時

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第15号

平成22年4月11日執行の京都府知事選挙における開票管理者及び同職務代理者を、次のとおり選任した。

平成22年3月25日

宮津市選挙管理委員会

委員長 前尾美智子

開票管理者

住所 <以下掲示済>

氏名 前尾美智子

開票管理者職務代理者

住所 <以下掲示済>

氏名 千賀博文

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第16号

平成22年4月11日執行の京都府知事選挙における開票立会人として届出のあった者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する者が3人以上あるときの開票立会人となるべき者

を定めるくじを行う日時及び場所を、次のように定める。

平成22年3月25日

宮津市選挙管理委員会

委員長 前尾美智子

- 1 日 時 平成22年4月8日 午後6時
- 2 場 所 宮津市役所 応接室

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第17号

平成22年4月11日執行の京都府知事選挙における期日前投票所を、次のように定める。

平成22年3月25日

宮津市選挙管理委員会

委員長 前尾美智子

投票所名	建物の名称	所在地
期日前投票所	宮津市役所	宮津市字柳縄手345番地の1

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第18号

平成22年4月11日執行の京都府知事選挙における期日前投票所投票管理者及び同職務代理者を、次のとおり選任した。

平成22年3月25日

宮津市選挙管理委員会

委員長 前尾美智子

期日前投票所投票管理者		
住 所	氏 名	職務を行うべき日
<以下掲示済>	前尾美智子	平成22年3月27日 平成22年3月31日 平成22年4月4日 平成22年4月5日
"	千賀博文	平成22年3月26日 平成22年3月29日 平成22年4月3日 平成22年4月8日
"	堀口善一	平成22年3月28日 平成22年4月1日 平成22年4月6日 平成22年4月10日
"	小谷久代	平成22年3月30日 平成22年4月2日 平成22年4月7日 平成22年4月9日

期日前投票所投票管理者職務代理者		
住 所	氏 名	職務を行うべき日
<以下掲示済>	西谷文子	平成22年3月26日から 平成22年4月10日までの日

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第19号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第14条第1項の規定による選挙権を有する者の2分の1の数は、783人である。

平成22年3月31日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前尾美智子

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第20号

平成22年4月11日執行の京都府知事選挙における投票管理者及び同職務代理者を、次のとおり選任した。

平成22年4月1日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前尾美智子

投票区名	投票管理者		投票管理者職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
第1投票区	<以下掲示済>	本藤幸仁	<以下掲示済>	大井良竜
第2投票区	"	上山栄一	"	森口哲生
第3投票区	"	永濱敏之	"	中谷雅一
第4投票区	"	森山弘章	"	森山英樹
第5投票区	"	稲岡修	"	森口英一
第6投票区	"	小林弘明	"	藤村光代
第7投票区	"	竹内明	"	前田繁
第8投票区	"	山口雅夫	"	河原亜紀子
第9投票区	"	山根洋行	"	福田憲道
第10投票区	"	粉川正太郎	"	河原浩志
第11投票区	"	和田野喜一	"	居村真
第12投票区	"	宮前善有	"	高松信久
第13投票区	"	石田秀明	"	荒砂博
第14投票区	"	志達正一	"	中嶋章夫
第15投票区	"	坂根雅人	"	藤田憲一
第16投票区	"	河嶋学	"	宮崎茂樹
第17投票区	"	山口孝幸	"	小牧美忠
第18投票区	"	笠井裕代	"	千阪季成
第19投票区	"	前田良二	"	北垣裕樹
第20投票区	"	三宅秀明	"	吉田典彦
第21投票区	"	尾崎吉晃	"	黒田浩
第22投票区	"	小谷栄一	"	長澤嘉之
第23投票区	"	大銅浩助	"	沖光博
第24投票区	"	高村一彦	"	井戸本守
第25投票区	"	智原正明	"	中村善之
第26投票区	"	橋本治	"	小池康文
第27投票区	"	植松伸八	"	嶋崎郁子
第28投票区	"	谷口均	"	谷口宏幸

第29投票区	<以下揭示済>	木本 藤夫	<以下揭示済>	内藤 進介
第30投票区	"	小西 肇	"	矢野 善記

農業委員会

《告示》

宮津市農業委員会告示第3号

宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

平成22年3月3日

宮津市農業委員会

会長 森川 耕一郎

- 1 日時 平成22年3月10日(金) 午前9時30分
- 2 場所 宮津市役所 第5会議室
- 3 議題
議第5号 非農地証明について
議第6号 農用地利用集積計画について